

定例教育委員会の傍聴

- 日時 4月24日(木)15:30～
- 場所 文化センター2階研修室
- 定員 先着8人

※当日直接会場へお越しください。

▼問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285(直通)

令和6年度国民健康保険税

税率などが見直されました

国保税は前年の収入状況をもとに計算され、7月中旬に納税通知書などが発送されます。各期納期限内の納付をお願いします。

令和6年度の税率などについては、下記のとおりです。地方税法の改定に伴い、後期高齢者支援金分の賦課限度額および軽減判定所得が変更となりました。

各種申告・届け出について

収入の申告をしていない人や、国保加入・離脱・解雇や倒産などの非自発的失業などの届け出をしていない人は、必ず申告・届け出をしてください。税額が変更になる場合があります。各種申告・届け出に必要なものについては、町ホームページを確認してください。

口座振替をご利用ください

保険税の納付には、口座振替が便利です。納め忘れの心配がなく、還付が発生した場合も速やかに還付されます。金融機関窓口に行かず、インターネットを利用して口座振替の申し込みができるWeb口座振替受付サービスが始まりました。ぜひご利用ください。



▲Web口座振替受付サービスについてはこちら(町HP)

▼問い合わせ先

住民課 保険室
☎26・2249(直通)



税率など

	医療保険分 (全ての被保険者)	後期高齢者支援金分 (全ての被保険者)	介護保険分 (40～64歳の被保険者)
所得割	世帯の加入者全員の課税所得×6.7%	世帯の加入者全員の課税所得×2.2%	世帯の加入者全員の課税所得×1.6%
均等割	世帯の加入者数×27,400円	世帯の加入者数×8,400円	世帯の加入者数×6,700円
平等割	1世帯につき25,800円	1世帯につき9,200円	1世帯につき7,600円
賦課限度額	変更なし65万円	改定前22万円→改定後24万円	変更なし17万円

※課税所得＝前年の総所得金額－基礎控除額43万円
※未就学児は、均等割額が一部軽減されます。

軽減割合

軽減割合	軽減判定基準(世帯主および被保険者の総所得金額などの合計)	
7割軽減	変更なし	43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
5割軽減	改定前	43万円+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
	改定後	43万円+29万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
2割軽減	改定前	43万円+53万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下
	改定後	43万円+54万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者などの数-1)以下

保険料率が見直されました

令和6年度後期高齢者医療保険料について



後期高齢者医療保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。この均等割額と所得割額を決める保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により2年に一度見直されることとされています。

令和6年度の保険料率は、下表の通り決定されました。
 ※激変緩和措置により旧ただし書き所得(前年中の総所得金額等ー基礎控除額)が58万円以下の人の所得割率については、段階的に引き上げられます。

賦課限度額の改正
 中間所得層の負担軽減を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、賦課限度額は80万円となります。
 ※激変緩和措置により令和6年4月1日より前の新規資格者については、段階的に引き上げられます。

保険料率の改定

	令和4・5年度		令和6年度		令和7年度
均等割額	45,700円	→	49,700円	→	49,700円
所得割率	8.89%	→	10.07%	→	10.07%
激変緩和措置※1	-	→	9.36%	→	-
賦課限度額	66万円	→	80万円	→	80万円
激変緩和措置※2	-	→	73万円	→	-

- ※1 旧ただし書き所得(前年度中の総所得金額等ー基礎控除額)が58万円以下の被保険者の所得割率は、令和6年度に限り**9.36%**とします。
- ※2 令和6年4月1日前に資格取得した被保険者および障害認定を受けて資格取得した被保険者の賦課限度額は、令和6年度に限り**73万円**とします。

均等割の軽減 下線部について、年金・給与所得者の数※が2以上の場合のみ計算します。

軽減割合	軽減判定基準(世帯主および被保険者の総所得金額などの合計)	軽減後均等割額
7割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数※-1)]以下	14,730円
5割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数※-1)] +29万5千円×(世帯の被保険者数)以下	24,550円
2割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数※-1)] +54万5千円×(世帯の被保険者数)以下	39,280円

- ※年金・給与所得者の数は、同一世帯の被保険者と世帯主のうち、次のいずれかの条件を満たす人の数です。
 - ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与と分を除く)
 - ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
 - ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

均等割額の軽減

所得の低い世帯の人は、均等割額について2割〜7割の軽減措置があります。令和6年度の軽減割合・該当条件は左表の通り変更となります。

前年の収入状況が確認できる6月に正式な保険料額が算定され、7月中旬に納入通知を発送予定です。
 ※年金天引については、仮徴収決定通知書を4月初旬、本徴収決定通知を8月下旬に発送予定です。
▼問い合わせ先
 住民課 保険室
 ☎ 26・2249(直通)

ボランティアポイント事業 ポイント交換を開始します

ボランティアポイント事業



手続きは5月15日(水)まで

物価高騰対応重点支援給付金(非課税世帯分)



ボランティアポイント事業で積み立てたポイントを景品などに交換します。

対象者には申請書類を送付します。ポイント数により、書類の発送元とポイント還元基準が変わります。書類に同封の申請方法を確認して、手続きを行ってください。

	申請書類の発送元	ポイント還元基準
4,100ポイント以上の人	町	ポイント数に応じた交付金
4,000ポイント以下の人	ボランティアセンター	景品

▼申請期限 4月30日(木)

▼交換終了日 9月30日(月)

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ先

健康福祉課 福祉室

☎26・2246(直通)

ボランティアセンター

☎54・3930

ポイント交換の流れ

申し込み

審査・決定

交付・交換



新しい生活のスタートに!
情報の入手方法の確認を

よしおかほっとメール

登録はこちら

登録すると、スマホやパソコンに防災・防犯情報やくらしの情報などが配信されます。

二次元バーコードを読み取って
URL t-yoshioka@sg-p.jp
へ空メールを送信してください。

テレビリモコン
「d」ボタン

データ放送を通じて、気象情報や町が発信する防災情報などを見ることができます。
また、群馬テレビのデータ放送では、町からのお知らせなども掲載しています。

問い合わせ先
総務課 協働安全室 ☎26-2243(直通)

1世帯当たり7万円の給付金の対象となり得る世帯に、確認書を2月上旬に発送しました。この給付金を受け取るには、期限内の手続きが必要となります。

▼手続きの期限
5月15日(水)

▼手続きの方法
次のいずれかの方法で手続きしてください。

- ①福祉室に提出
- ②返信用封筒で返送

※令和5年1月2日以降に町へ転入した人がいる世帯で、

▼問い合わせ先
健康福祉課 福祉室
☎26・2246(直通)



▲詳しくはこちら